

いばらき

令和5年10月1日より

小児・児童を対象とした医療福祉費支給制度（マル福）制度改正のお知らせ

○ 所得制限を撤廃します

現在、0歳から18歳（高校3年生）までの小児・児童は、父母、その他の同世帯の方の所得を判定し、所得制限額以内（下表「所得制限額の目安」参照）の方を対象としています。令和5年10月1日から所得制限を撤廃し、対象年齢のすべての小児・児童がマル福を受給できるように拡充します。

対象者には、「医療福祉費受給者証交付申請書」を7月下旬に送付しますので、期限までに申請書を提出してください（郵送による申請も可能です）。

● 所得制限額の目安（～令和5年9月30日まで）

合計扶養親族数		うち、老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	622万円		
1人	660万円	666万円	
2人	698万円	704万円	710万円
3人	736万円	742万円	748万円

- ※ 扶養親族1人につき38万円を加算。さらに、老人扶養親族等については、1人につき6万円を加算
- ※ 所得から定額控除8万円を差し引いて判定
- ※ 同一世帯の父母を除く世帯員の所得制限は扶養人数に関わらず1,000万円

○ 未就学児の医療機関での自己負担金を無償化します

現在、0歳から3歳未満までのお子様を対象に外来での医療費を実質無料としています。令和5年10月1日受診分より対象年齢を拡大し、0歳から6歳未満まで引き上げます。

併せて、入院自己負担金についても0歳から6歳未満まで実質無料とし、未就学児の医療費を外来、入院ともに全額無償化※します。

対象者には「医療福祉費自己負担金支給申請書 兼 口座振替依頼書」を7月下旬に送付しますので、期限までに申請書を提出してください（郵送による申請も可能です）。

※外来・入院自己負担金は医療機関受診時に一旦お支払いいただき、後日指定口座に振り込みます。



【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）